

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を別にこれを定める。

2 (役員)の解任
第四十六条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出し、役員を解任を請求する。この場合、

2 前項の規定による解任の請求は、理事長の同意又は監事の同意を得て、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことが理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 前項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合員の議に付し、かつ、組合員の日から二週間前までに、請求に係る役員に第一項の書面を送付し、かつ、組合員において弁明する機会を与えなければならない。

4 前項の規定による解任の請求については、組合員において組合員議の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(協力員)
第四十七条 組合に協力員をおくことができる。

2 協力員は、理事会において別に定める組合の業務を行う。

第四十八条 組合に次に掲げる職員をおく。

1 事務局長
2 事務局長次長
3 書記
4 庶務員
5 庶務員
6 庶務員

事務局長は、理事長の同意を得て、理事長が任免する。

職員は、理事長が任免する。

職員は、理事長が任免する。

事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつこれらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を臨時組合に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも、理事長に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)
第五十二条 組合員は、総組合員の三分の一以上の同意を得て、いつでも、理事長に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(規則及び規程)
第五十三条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に關して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別に定める。

第五十四条 組合は、組合員が法第二十一条の規定において準用する法第九十九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、一〇万円以下の過怠金を課する。

第六十条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第九十九条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員への質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一〇万円以下の過怠金を課する。

第六十一条 組合は、偽りその他の不正の行為により保険料一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第六十二条 前二条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第六十三条 前二条の規定による過怠金を徴収する場合において免する納報告書に指定すべき納期は、その発行の日から起算して十日以上を経過した日とする。

(施行期日)
1 この規約は、昭和二十四年三月三十一日から施行する。

(規約の改正)
2 文芸省国民健康保険組合規約(昭和三十一年四月一日)は、廃止する。

料に適用し、平成二十一年度以前の保険料については、なお従前の例による。

2 この規約は、平成二十二年七月一日から施行する。

(施行期日)
1 この規約は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十三年度以後の保険料に適用し、平成二十二年以前以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十五条の規定は、施行日以降適用し、施行日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(適用期日)
1 この規約は、平成二十五年三月二十二日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十五年以後の保険料から適用し、平成二十四年度以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十六年以後の保険料から適用し、平成二十五年以前以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和一年度以後の保険料に適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例による。

2 この規約は、令和二年四月一日から施行する。

(施行期日)
1 この規約は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十三年度以後の保険料に適用し、平成二十二年以前以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十八年以後の保険料から適用し、平成二十七年以前以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成二十九年以後の保険料から適用し、平成二十八年以前以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、平成三十年以後の保険料から適用し、平成二十九年以前以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和八年度以後の保険料に適用し、令和七年度以前の保険料については、なお従前の例による。

2 この規約は、令和八年四月一日から施行する。

(施行期日)
1 この規約は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和九年度以後の保険料に適用し、令和八年度以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、令和十年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和十年以後の保険料に適用し、令和九年度以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、令和十一年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和十一年以後の保険料に適用し、令和十年以前以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、令和十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和十二年以後の保険料に適用し、令和十一年以前以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この規約は、令和十三年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和十三年以後の保険料に適用し、令和十二年以前以前の保険料については、なお従前の例による。